

平成24年（ワ）第394号、平成25年（ワ）第63号

大飯原発3, 4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成25年7月17日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 上 笠原一浩

第1 番号

甲第1号証

第2 標目（原本・写しの別）

国会事故調査報告書（原本）

第3 作成者（作成年月日）

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（平成24年9月30日）

第4 立証趣旨

1 第1部（57～122頁）

（立証趣旨）

福島第一原発が地震にも津波にも耐えられない状態であったこと、
また、シビアアクシデントにも対応できない状態であったこと及び同

様の事態が本件原発にも生じ得ること等

2 第2部（123～236頁）

（立証趣旨）

福島第一原発事故が明らかにした大規模災害における多重性、多様性、独立性の重要性、複数ユニット又は互いに近接する原発の相互作用の問題点、同時多発事故への備えの必要性等、これまで真剣に考えられていなかった過酷事故対応の問題点及び地震動に起因して重要機器が破損した可能性その他の未説明問題並びにこれらの問題点が本件原発にも当てはまること等

3 第3部（237～326頁）

（立証趣旨）

福島第一原発事故が明らかにした事故対応の問題点及び同様の事態が本件原発にも生じ得ること等

4 第4部（327～448頁）

（立証趣旨）

福島第一原発事故によりもたらされた悲惨な被害状況及び本件原発において事故が発生した場合にも同様又はそれ以上の被害が発生しうること等

5 第5部（449～528頁）

（立証趣旨）

福島第一原発事故は、規制当局が東電・電事連の「虜」となっていた事実を明らかにし、規制当局が抜本的な転換を図る必要があること

を明らかにしたこと等

6 第6部（529～538頁）

（立証趣旨）

福島第一原発事故は、原子力法制を抜本的に見直す必要があること
を明らかにしたこと等

以 上